|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  １．就学における本人・保護者の意向尊重、および就学指導について  障害児の就学にあたっては、地域で「ともに学び・ともに育つ」という原則に立ち、本人ならびに保護者の意向を最大限尊重した就学相談を実施するよう、また特に就学時に支援学級に在籍する場合「支援学級で学ぶ時間数を一定程度示す（以前より多くなると伝える等も含む）」など条件付けを行わないよう、府内各市町村教育委員会へのヒアリング等を進め、指導助言を徹底すること。また引き続き就学通知を対象年齢児全員に対し年内に発出するよう、市町村教委に働きかけること。 |
| （回答）  ○　府教育庁としましては、障がいのある児童生徒の社会参加・自立に向けた主体的な取組みを支援する観点から、すべての児童生徒が地域で「ともに学び、ともに育つ」ことを原則に、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育が行われるようにすることが重要であると考えています。  ○　特に、就学にあたっては、市町村教育委員会に対して、合理的配慮の観点を踏まえ幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組みの充実を図るよう指導しています。  ○　支援学級における指導時間数につきましては、まずは児童生徒一人ひとりの障がいの状況や心身の発達状況に応じた指導が適切に実施され、児童生徒一人ひとりの学びが保障されていることが重要であると考えます。  ○　これらを踏まえ、市町村教育委員会に対しては、支援学級在籍児童生徒の状況や特別の教育課程の編成状況等を把握し、必要に応じて所管する学校に対し、指導助言するよう周知しています。  ○　なお、就学通知など就学に関する事務手続きについては、関係法令に基づき、設置者である市町村教育委員会の定めるところにより行われるものと認識しています。  ○　府教育庁としましては、引き続き、市町村教育委員会と関係部局、関係機関等が連携し、保護者が早い段階から就学相談に関する情報を知ることができるよう、早期からの相談支援の充実について働きかけるとともに、市町村における就学相談ならびに就学事務手続きが本人・保護者の意向を最大限に尊重するという基本姿勢に立ち、適切に行われるよう、あらゆる機会を通じて市町村教育委員会に対して働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ２．義務教育段階の支援等について（小中学校）  １）　大阪府独自の市町村教委への通学支援補助について、全自治体で活用するよう働きかけるとともに予算増に努めること。また通学支援はヘルパー等人的支援による制度が実現するよう、具体的な事例等も示し、障害福祉とも連携し検討することなど含め、市町村教委に働きかけること。 |
| （回答）  ○　地域の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒の通学支援に関しましては、市町村による移動支援事業等の活用や、教育委員会による通学支援事業等が実施されているところです。  ○　府教育庁としましては、府立学校における医療的ケア通学支援事業の状況も踏まえながら、地域の小・中学校で「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層充実するよう、府独自の事業である「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しています。  ○　本事業では、市町村立の小・中学校等に通う医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために、市町村教育委員会が行う通学支援に係る経費の一部について補助を行っています。具体的には、通学のための車両に係る経費や通学時のガイドヘルパー等の活用に係る経費に対し補助を行っており、今年度は、府内17市町から申請がありました。  ○　引き続き、本事業の積極的な活用について、指導主事会等で働きかけを行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ２．義務教育段階の支援等について（小中学校）  ３）　文科省通知の影響も含め、地域の学校の通常学級で学ぶことを望む、児童生徒・保護者は、障害種別程度に関係なく増えていくことが予想される。支援学級の教職員だけでなく、通常学級の担任等教職員全体へのインクルーシブ教育（ともに学び・ともに育つ教育、障害理解教育）の研修を、計画的に進めること。 |
| （回答）  ○　毎年、府内小・中・高等学校教職員等を対象に障がい理解教育研修会を実施しております。令和５年度は、精神障がいの理解をテーマとし、医師や当事者の講演をもとに、障がい理解教育の充実を図りました。その際、障がいへの理解や認識を深められる実践や授業における合理的配慮の取組み事例をまとめた「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」について改めて周知しました。令和６年度以降も、引き続き教職員に対する研修を計画的に実施してまいります。  ○　府教育センターでは、毎年小・中学校及び義務教育学校における新規採用教職員の研修において、「合理的配慮」や「基礎的環境整備」の考え方を基に、通常の学級における授業づくり・集団づくりに活かす内容を取り入れています。また、すべての校種の教員を対象に、当事者の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深める「障がい理解・啓発推進研修」を実施するとともに、通級指導の担当教員に対して、通級指導教室で学ぶ子どもの理解や指導事例を通して、考えを深める研修を実施しています。今後も、引き続き「ともに学び・ともに育つ教育」を推進できるよう、計画的に研修を実施してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ４．インクルーシブ教育を実体化するための、合理的配慮・環境整備について  ３年前医療的ケアが必要な生徒の合理的配慮について全府立高校へ文書で通知された。知的障害、肢体不自由等他の障害種別についても、府内の全府立高校で、校外学習・宿泊を伴う修学旅行等含めたすべての教育活動が受けられるよう、合理的配慮の好事例を集約すること。またその情報をホームページへ掲載するなど府民が直接得られるようにすること。 |
| （回答）  ○　府教育庁は、各学校で適切な合理的配慮が提供されるよう、また不当な差別的取扱いが行われないよう、府立学校教職員向けに作成した研修用資料を活用し、全府立学校で研修を実施するように指示するとともに、様々な機会を通じて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を伝えてまいりました。  ○　府立高校に医療的ケアが必要な生徒が入学した際、高校生活が充実したものとなるよう、基本的な考え方や具体的な配慮事項等まとめた資料を、令和３年４月に全府立高校へ通知し、各校において、この配慮事項等を活用して「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に努めるよう指示しています。  ○　また、府立高校における肢体不自由の生徒を含む障がいのある生徒の「ともに学び、ともに育つ」教育の実践等について、高等学校における支援教育推進フォーラムにおいて、学校生活における支援や配慮に関する入学前からの準備や、高校生活を通じた生徒の成長の様子などを共有するとともに、当日の様子を府Webページに掲載し、府民の方に広く発信しました。  ○　今後とも、好事例の収集を含め、各校の支援に積極的に取り組み、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のため、府立学校に具体的な留意事項の提示を行うことで、合理的配慮の提供が適切に行われるとともに、不当な差別的取扱いが行われることがないよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ５．肥大化が続く特別支援学校に関する課題について  １）　学校の狭隘化等を理由に、知的障がい支援学校の新設や教室等の増築に一切歯止めがかからず進む一方であることは、「ともに学ぶ教育」と逆行している。これは地域の学校で学ぶ環境が整っていないことが理由であることを認識し、「知的障がい支援学校の新設・増設」について、見直し・撤回を含めた具体的な検討を行うこと。 |
| （回答）  ○　大阪府においては、かねてより「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を原則に、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育が行われるよう取り組みを進めてきました。  ○　こうした中、在籍者数の増加により全国的に慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和３年９月、文部科学省において「特別支援学校設置基準」として、学校を設置するために必要な最低限の基準が定められました。  ○　既存の支援学校については、当分の間の経過措置が講じられているものの、基準を満たさない状況については、できるだけ早期に在籍する児童生徒等の教育環境を改善していく必要があることから、基準への適合に必要となる新校整備等をはじめとする環境改善の取り組みを、今後も進めていきたいと考えております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ５．肥大化が続く特別支援学校に関する課題について  ２）　「特別支援学校のセンター的機能」による小中学校在籍者を増やす取り組みを具体に示すこと。 |
| （回答）  ○　府立支援学校のセンター的機能は、学校教育法第74条及び学習指導要領等に基づき、府立支援学校が地域における支援教育に係る中核的な機関としての役割を果たすとともに、自立活動の知見や支援教育における専門性を発揮し、小・中学校等の支援教育における取組みを支援するものです。  ○　その機能は、支援を要する幼児・児童・生徒の支援や小・中学校等が学校園全体で支援教育を推進し、誰もが安心して学ぶことのできる校内体制づくりの支援等です。  ○　府教育庁においては、地域の小中学校向けに「小中学校等を支援する府立支援学校センター的機能」のパンフレット等を活用し、具体的な支援例を示すことや、府立支援学校のセンター的機能のホームページを開設して情報発信を行うことでその役割等を広く周知しています。  ○　引き続き、大阪府における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、地域の支援教育の充実に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ６．障害のある生徒の高校問題（入試・入学後）について  １）　高校受検について、定員内不合格を出さないことを堅持すること。また障害をもつ生徒の入学が促進されるよう、独自の教員配置、新たな受検制度や仕組みの創設、既存制度の拡大等を行い、高校で学ぶ障害生徒を、大きく増やすこと。 |
| （回答）  ○　令和６年度入学者選抜の公私立高校の募集人員については、令和５年11月８日の大阪府公私立高等学校連絡協議会において、公私トータルで府内進学予定者数の受入れが可能であることを確認したところであり、令和７年度につきましても、これまでの方針を踏まえて検討してまいります。  ○　令和７年度選抜については、今年４月に選抜方針を定め、６月に市町村教育委員会及び中学校の校長を対象に説明を行いました。また、10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校進路指導担当者などを対象に説明してまいります。  ○　今後も、市町村教育委員会、中学校、高等学校等の各方面から御意見をいただきながら、中長期的に安定した制度となるよう努めてまいります。  ○　高等学校への入学許可については、中学校長が作成する調査書や学力検査等の成績を資料とした入学者選抜に基づいて高等学校長が行うこととしていますが、受験者が募集人員を超えない場合は、原則として不合格者を出さないよう、今後とも、さまざまな機会を捉え高校への指導を続けてまいります。  ○　また、教員の配置につきましては、国の措置する定数の確保に最大限努めながら、特色づくりを進める学校への対応や、各学校の取組みの実情等を勘案し、関係課とも協議しながら適切な人的配置を行ってまいりたいと存じます。  ○　障がいの状況により学習場面における個別の配慮が必要な場合などは、配慮の必要な生徒が在籍する学校との連携のもと、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握しながら、非常勤講師等を措置しています。  ○　また、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室につきましては、「大阪府教育振興基本計画」等により順次拡充し、現在、自立支援推進校11校、共生推進校10校で取組みをすすめています。  ○　今後とも、高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のため、取組みの充実に向け、引き続き検討してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　高校改革課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ６．障害のある生徒の高校問題（入試・入学後）について  ２）　合理的配慮の不提供は障害者差別であるという認識の下、障害のある生徒の受検について、オンライン出願で不利益が生じないようにするとともに、受検上の配慮を最大限行うこと。 |
| （回答）  ○　令和７年度選抜より、府立学校等において導入するオンライン出願システムについては、今年６月に市町村教育委員会を対象とした説明会を行い、今年８月には小学校及び中学校等の教員を対象とした説明会を実施いたしました。  ○　府教育委員会といたしましては、出願手続きを行うにあたり、支援が必要な志願者に対しては、個別の状況を踏まえて対応するよう、市町村教育委員会や中学校等に対して伝えているところです。  ○　障がいのある生徒をはじめ、公立高校を志願する者全員が安心して利用できるよう、引き続き万全の体制を整えてまいります。  ○　また、令和７年度選抜における配慮事項については、今年８月に、市町村教育委員会を通じて、中学校等に周知するとともに、市町村教育委員会の担当者を対象に説明会を実施いたしました。  ○　府教育委員会といたしましては、配慮の必要な生徒に対して、公平性を確保しつつ、受験者が普段の実力を十分に発揮できるよう、適切な配慮を行っているところです。  ○　今後も承認された配慮事項がそれぞれの受験者に対して遺漏なく適切になされるよう、引き続き万全の体制を整えてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ６．障害のある生徒の高校問題（入試・入学後）について  ３）　府立高校入学後、看護師、生活・学習支援員等が必要に応じて配置されるよう予算を拡充すること。また特に介護等が必要な生徒に対しては、ニーズを丁寧に把握し必要な配置を即時に行うようにすること。更に支援員については、障害福祉事業所との連携が可能なように、現在の仕組み（登録や単価等）を早急に変更又は創設すること。 |
| （回答）  ○　大阪府においては、平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を実施し、エキスパート支援員として、すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っています。  ○　生徒の状況等に配慮したうえで、学習支援員及び介助員については、各学校において適切な人材を柔軟に活用できるよう、大阪府学校支援人材バンクを利用した人材の配置を行っているところです。  ○　今後とも、障がいのある生徒が入学した学校で安心して学校生活が送れるよう、一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、必要な配慮を行う中で適切な支援ができるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |